第8章

スポーツ立国の実現

総 論

平成23年に制定されたスポーツ基本法においては、スポーツは、世界共通の人類の文化 であり、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであると ともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされて います。また同法において、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健 康の保持増進,社会・経済の活力の創造,我が国の国際的地位の向上など,国民生活におい て多面にわたる役割を果たすものとされています。

平成27年10月1日に文部科学省の外局としてスポーツ庁が創設されました。スポーツ庁 は、「スポーツ基本法」の理念を実現するため、国際競技力の向上はもとより、スポーツを 通じた健康増進,地域・経済の活性化,国際貢献など,関係省庁と一体となってスポーツ行 政を総合的に推進しています。

スポーツ庁において取り組む施策の一部については、第1部特集1第1節において記述し ていますが、その他の施策にも以下のとおり取り組んでいます。

* 「スポーツ基本計画」の推進と スポーツ振興財源

(1)スポーツ基本計画

文部科学省では、「スポーツ基本法」に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画 的な推進を図るため、「スポーツ基本計画」(平成24年3月30日)を策定しました。この計 画は、24年度以降の10年間の基本方針と5年間に実施する施策を示しており、政策課題と して、①子供のスポーツ機会の充実、②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、③住 民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備、④国際競技力の向上、⑤オリンピック等 の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進、⑥ドーピング防止やス ポーツ仲裁の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上、⑦スポーツ界における 好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進の七つ を掲げています(図表 2-8-1)。また、これらの政策課題ごとに政策目標を設定し、スポー ツ立国の実現を目指すこととしています。

スポーツ庁創設に伴い設置された「スポーツ審議会」においては、平成29年3月までに 第2期スポーツ基本計画(計画期間:29年度から)を策定するため、審議を行っていく予 定です。

スポーツ立国の実現



(2)スポーツ振興財源

スポーツ庁の予算は、平成28年度で約324億円であり、2020年東京オリンピック・パラ リンピック競技大会(以下,「2020年東京大会」という。)等に向けた競技力の向上や,地 域スポーツの振興等のための事業等を行っています。これに対し、国費では行き届き難いス ポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているの がスポーツ振興くじとスポーツ振興基金です。

①スポーツ振興くじ(toto)

スポーツ振興くじは、サッカーの試合の結果(勝敗・得点)を対象とするくじを販売し、 その収益により、地方公共団体・スポーツ団体が行う地域スポーツの振興や環境整備などの 事業に助成する制度です。「スポーツ議員連盟」により提案され、平成10年5月に議員立法 として成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により創設されました。

スポーツ振興くじの収益は、3分の1が地方公共団体などへ、3分の1がスポーツ団体へ 助成金として支給され、地域のスポーツ施設整備や地域でのスポーツ教室の開催など、誰も が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備するための事業等に充てることができま す。また、残りの3分の1は国庫に納付されています。

平成13年3月から「リーグの試合を対象としたくじの全国販売が始まり、14年度からそ の収益を活用した助成が開始されました。その後、売上げが落ち込んだ時期もありました が、18年度に高額当せんくじ「BIG」(1等最高6億円)を販売し、売上げを伸ばすことがで きました。また、25年度からは1等当せん金額を引き上げたくじ「BIG」(1等最高10億円) や海外リーグの試合を対象としたくじを販売するなどの取組により、26年度の売上げは、 初めて1,100億円を超え、27年度は、以下の事業に対し、約158億円の助成を行いました。

助成区分	件数(件)	助成額		
大規模スポーツ施設整備助成	7	6億6,117万円		
地域スポーツ施設整備助成	229	55億5,655万円		
総合型地域スポーツクラブ活動助成	885	14億1,448万円		
地方公共団体スポーツ活動助成	339	10億7,727万円		
将来性を有する選手の発掘及び育成活動助成	80	15億9,117万円		
スポーツ団体スポーツ活動助成	625	29億0,749万円		
国際競技大会開催助成	9	5億4,366万円		
東日本大震災復旧・復興支援助成	245	8 億8,721 万円		
東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成	5	12億1,000万円		
合 計	2,424	158億4,898万円		

平成27年度スポーツ振興くじ助成金 助成額

②スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、我が国の国際競技大会における不振などを受け、競技水準の向上に 向けた気運が高まる中、スポーツ関係者、経済界など民間各界からの要請等を踏まえて、政 府出資金250億円を原資に、平成2年に設立されました。

現在、民間からの寄附金約45億円を原資に加え、その運用益等を財源として、トップア スリートの強化事業などに対する助成が行われています。

平成27年度は、以下の事業に対し、約13億円の助成を行いました。

助成活動名	件数(件)	助成額	
スポーツ団体選手強化活動助成	9	3,369万円	
スポーツ団体大会開催助成	158	5億7,091万円	
選手・指導者研さん活動助成(※)	_		
アスリート助成 (※)	_		
슴 탉	167	13億1,775万円	

[※]スポーツ振興くじの収益からの充当。

第2章 スポーツを通じた健康増進

■ スポーツへの参加促進

平成27年度の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は40.4%と前回調査(24年 度) より7.1ポイント低下しました。同様に週3回以上のスポーツ実施者も24.4%から19.6% に低下しています。また、過去1年間に行った運動・スポーツの上位には、ウォーキングが 50.8%と最も高く、次いで「体操」、「ボウリング」、「ランニング」、「テニス等」、「水泳」、 「ゴルフ」など、子供から高齢者まで幅広い層で実施されている種目で割合が高くなってい ますが(図表 2-8-2)、一方で、1年間に一度も「運動・スポーツはしなかった」と回答し た人は22.6%と前回調査から3.5ポイント増加しました。年代別に見ると、20代・30代の若 者の実施率が30%を下回り、他の年代に比べて低くなっています。これらの現状を踏まえ、 国民の誰もが、各々の興味・関心・適性等に応じて、日常的にスポーツを実施する環境整備 が課題となっています。

スポーツ庁では、平成27年度から、スポーツ無関心層などを対象にして、運動・スポー ツへの興味・関心を喚起するため、インセンティブ付き運動・スポーツプログラムなどの取

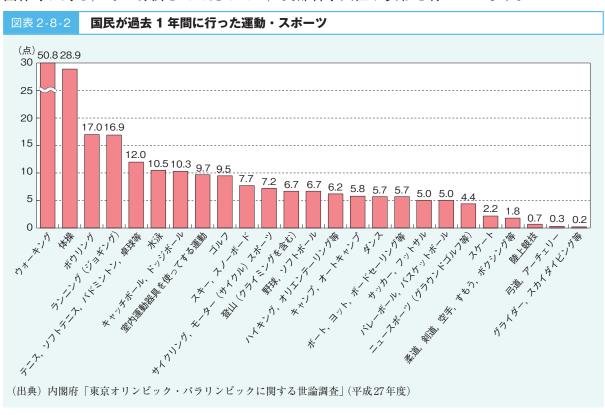
[※]一万円未満の金額は四捨五入しているため、「合計」と「各助成金額の合計」は一致しない場合がある。

[※]一万円未満の金額は四捨五入しているため、「合計」と「各助成金額の合計」は一致しない場合がある。

組を支援することにより、スポーツを通じた健康増進を推進しています*1。

また、スポーツ庁では、毎年10月を「体力つくり強調月間」として、広く国民に健康・体力つくりの重要性を呼びかけるとともに、「体育の日」を中心とした体力テストや各種スポーツ行事を実施しています。

あわせて,多年にわたり地域や職場において,スポーツの振興に顕著な成果を上げた人や 団体等に対し、その功績をたたえるため、文部科学大臣が表彰を行っています。

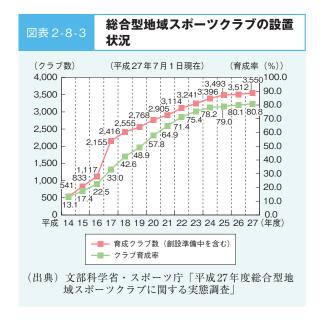


2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1)地域のスポーツ環境の整備(総合型地域スポーツクラブの育成・推進)

総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)は、地域住民が自主的・主体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のスポーツクラブです。生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子供のスポーツ活動の場の提供、家族の触れ合い、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進などの地域社会の再生に関する多様な効果も期待されています。

全国の総合型クラブの数は、平成27年度に3,550クラブとなっており、クラブ設置率(全市区町村数に対する総合型クラブが設置されている市区町村数の割合)は、同年度に



^{*1} 参照:第1部特集1第1節2 (1)

80.8%に達しています(図表 2-8-3)。

「平成27年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によると、総合型クラブの現 在の課題として、「会員の確保」や「財源の確保」、「指導者の確保」などが挙げられていま す。総合型クラブがこうした課題に対処し、継続的・安定的に活動することができるよう。 スポーツ庁では、持続可能な活動の推進に向けた取組の指針、さらに指針の到達に向けて現 状を把握し改善するための点検・評価に用いる評価指標を策定し、地方公共団体や総合型ク ラブによる評価指標等を活用した自己点検・評価の継続的実施の促進を図っています。

また、総合型クラブ間のネットワークの構築を強化し、指導者の共有化やトップアスリー トによるスポーツ教室の共同開催、スポーツ施設・設備の共同利用などを通じて、総合型ク ラブにおいて魅力あるスポーツサービスを継続的に提供するための体制の整備に取り組んで います。

(2) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

競技で培われたトップアスリートの技術や経験、人間的な魅力は、人々のスポーツへの関 心を高めて地域スポーツの活性化や学校体育の充実、次世代アスリートの発掘や育成などに つながるとともに,地域における活躍は,引退したトップアスリートの能力や経験を発揮す る場の確保にもつながります。

スポーツ界における人材の好循環を実現するため、スポーツ庁では、トップアスリートの 育成・強化を進めると同時に、総合型クラブのうち、充実した活動基盤を持つ拠点となるク ラブにトップアスリートなどの経験を持つ優れた人材を配置し、周辺の複数のクラブや学校 の体育・運動部活動に巡回指導を実施する体制を整備しています。

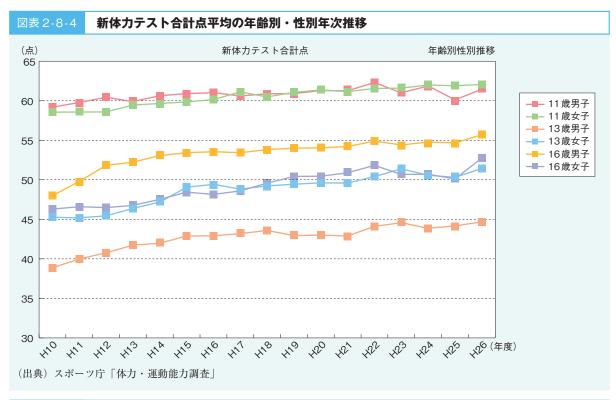
第3章 子供のスポーツ機会の充実

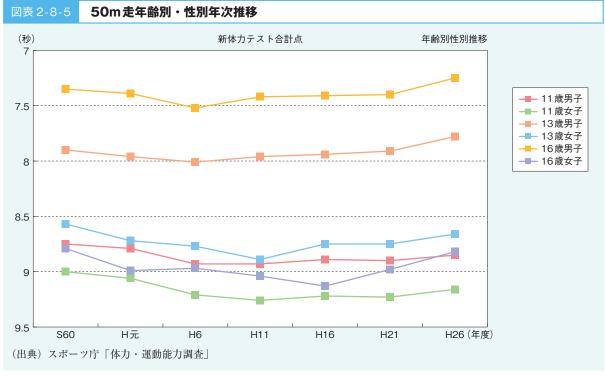
■ 子供の体力の現状と課題

文部科学省では、昭和39年からこれまで「体力・運動能力調査」を実施してきていると ころですが,新体力テストとなって以降の直近17年間の合計点の推移をみると,ほとんど の年代で緩やかな向上傾向となっており、平成26年度の結果は多くの年代で過去最高を記 録しています(図表 2-8-4)。

基礎的運動能力をみると、男子の握力及びソフトボール投げについては、低下傾向を示し ています。しかし,持久走,立ち幅とび,上体起こし,50m走など多くの種目では一部の年 代を除いて、横ばいまたは向上傾向がみられます。

一方、長期的にみると、体力水準が高かった昭和60年頃との比較では、握力及び走、跳、 投能力にかかる項目は、依然低い水準となっています(中学生男子の50m走及びハンドボー ル投げ並びに高校生男子の50m 走を除く。)(図表 2-8-5)。





また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果における、1週間の総運動時間を見ると、中学校では運動する子供としない子供の二極化が見られ、特に中学校女子については、平成27年度調査結果では、およそ5人に1人が60分未満であるという状況です。

こうした状況に鑑み、スポーツ庁では幼児期の運動促進を図るため実践研究を行い、その取組 内容を映像資料として作成し、全国の幼稚園・保育所等に配布したほか、全国体力・運動能力、 運動習慣等調査の結果に基づき、教育委員会での継続的な検証改善サイクルの確立や学校での 体育活動の改善充実、学校・家庭・地域が一体となった体力向上の取組を推進しています*2。

2 学校における体育・運動部活動の充実

(1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体育の充実

現行の学習指導要領では、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育てることや体力の 向上を図ることを狙いとして、小学校から高等学校までを見通して、指導内容の系統化や明 確化を図っています(図表 2-8-6)。

文部科学省では、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導の理解、定着を図るため、映像によ る参考資料等を作成・配布するなどの支援を行うとともに、学校等での活用を推進していま す。



(2) 運動部活動指導の工夫改善の取組

運動部活動は、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に 挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するとともに、体 力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。

中・高等学校の学習指導要領総則には、部活動の意義、教育課程との関連、運営上の工夫 を行うなどの配慮事項が示されています。

また、第2期教育振興基本計画においても、運動部活動等の学校の体育に関する活動や地 域スポーツを通じて、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる環境整備を図 ることとしています。

近年、運動部活動においては、教員数の減少による練習・引率等の負担が増加しているこ と、生徒の指導に対するニーズが高度で専門的になっていることなどによる指導者不足、 様々なニーズを持った生徒に対応した活動の運営,指導等が課題となっています。また,種 目によって女子の参加が困難な競技もあるなど参加機会の充実が求められています。

また、運動部活動においても、体罰は学校教育法で禁止されており、決して許されない行為です。体罰を厳しい指導として正当化することは誤った認識です。文部科学省では、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(平成25年3月13日付け 文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)や「運動部活動での指導のガイドライン」(同年5月)などを通じて、全ての教育委員会、中・高等学校などの学校関係者に対して、この趣旨の周知徹底に努めています。さらに、26年度からは、運動部活動指導における体罰根絶と一層の指導充実を目指して、運動部活動の指導者等を集めた「運動部活動指導者サミット」を実施しており、27年度は茨城県、山口県、福井県及び岐阜県で開催しました。

また、平成27年12月には中央教育審議会より「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申)において、「教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる新たな職(部活動指導員(仮称))の在り方について検討する必要がある。」とされました。この答申を受け、28年1月25日には「『次世代の学校・地域』創世プラン~学校と地域の一体改革による地域創世~」を策定し「部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員(仮称)を省令上明確化し、配置を充実する。」としています。

(3) 体育活動の安全かつ円滑な実施のための取組

スポーツ庁では、中学校で必修となっている武道等を安全かつ円滑に実施するため、教育委員会と学校に対して、「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」(平成24年3月9日付け スポーツ・青少年局長通知)を踏まえ、各学校における柔道の指導体制を確認し、より安全に指導できる体制となるよう求めています。また、26年度からは事故防止のための最新の知見、全国の事故の発生状況や事例等に係る情報を共有するために、「スポーツ事故防止対策推進事業」を通じて全国セミナーを実施し、27年度は全国6か所で開催しました。

さらに、体育活動中の重大事故の防止に向けて競技団体や医療関係団体等の取組に関する情報を随時、教育委員会等に提供するなど最新の知見の周知に取り組むとともに、「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」(平成24年7月)を踏まえ、体育活動を安全に進める上でのポイントや事故防止のための取組、事故発生時の対応等をより分かりやすく映像で表した資料を作成・配布しています。また、運動会等で実施される組体操については、年間8,000件を上回る負傷者が発生し、社会的な関心を集めています。そこで、教育委員会と学校に対し、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることを求める文書を発出し、28年度は体育的行事における事故事例について分析した事例集を作成することとしています。

第4章 障害者スポーツの振興

■ 障害者スポーツの環境の整備

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法においては、障害のある人の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの理念が掲げられています。パラリンピック競技大会をはじめ、近年、障害者スポーツにおける競技性の向上は目覚ましく、障害者スポーツに関する施策を、福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっています。

平成27年度のスポーツ庁委託調査によると、障害のある人(成人)の週1回以上のスポー ツ実施率は19.2%(成人一般の実施率は40.4%(27年度内閣府調査))にとどまっており. 地域における障害者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要があります。

そこで、スポーツ庁では平成27年度から、一部の都道府県・政令指定都市において、ス ポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、一体となって障害者スポーツを 推進する事業を実施しています*3。

2 全国障害者スポーツ大会

平成13年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある 人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されています。 20年度から、精神障害者のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精 神に障害のある人々が一堂に会して開催される大会となっています。本大会は、障害のある 選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を 深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後 に、 当該開催都道府県で行われています。

平成27年度の第15回大会は、27年10月24日から26日まで和歌山県において開催され、 約5,500人の選手・監督等が参加しました。なお、28年度の第16回大会は、岩手県で開催さ れます。



第15回全国障害者スポーツ大会(紀の国わかやま大会)開会式の様子

第 5 節 国際競技力向上に向けた人材の養成 やスポーツ環境の整備等

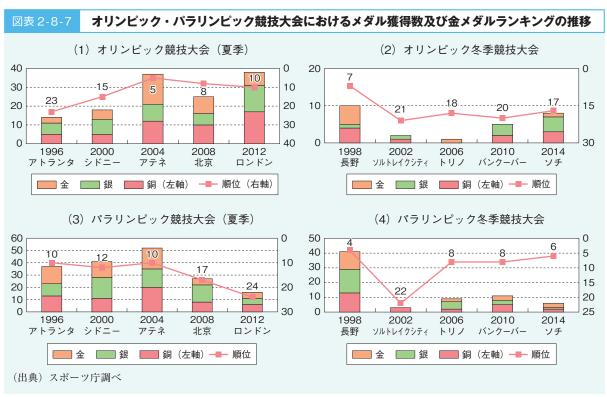
■ 我が国の国際競技力の現状と課題

我が国のオリンピック競技大会におけるメダルの獲得状況は、1964(昭和39)年の東京 オリンピック競技大会以降. 長期的・相対的に低下傾向にありましたが. 2012(平成24) 年のロンドンオリンピック競技大会では、史上最多となる38個のメダルを獲得しました。 また、第4位から第8位までを合わせた入賞総数も計80で史上最多となりました。

^{*3} 参照:第1部特集1第1節2 (1)

また、冬季競技大会では、2014(平成26)年のソチオリンピック冬季競技大会において8 個のメダルの獲得. 入賞総数28を果たすなど. 国外で開催された冬季大会では史上最高の 成績となりました(図表 2-8-7)。

また、平成26年度からスポーツ振興の観点から行われる障害者スポーツに関する事業が 厚生労働省から文部科学省に移管され、パラリンピック競技の国際競技力の向上にオリン ピック競技と一体的に取り組む体制が整いました。現在、オリンピック・パラリンピック両 競技大会における日本代表選手の更なる活躍のため、各種取組を進めています。



2 国際競技力の向上施策

スポーツ庁においては、公益財団法人日本オリンピック委員会(IOC)、公益財団法人日 本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会 (JPC), 各競技団体が掲げる目標の達 成に向け、関係機関と連携しながら、我が国の国際競技力の向上に向けた環境整備に取り組 んでいます*4。

(1)トップアスリートの強化活動の充実

2020年東京大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、様々な選手強化活動を包 括的、戦略的に実施していくことが重要となります。

このため、平成27年度から各競技団体が行う選手強化活動に必要な経費を配分する「競 技力向上事業」を実施しています。本事業は、これまで日本オリンピック委員会補助金や日 本スポーツ振興センター(ISC)のスポーツ振興基金助成など様々な事業によって支援が行 われていた競技団体向け選手強化費について、JSCに資金を一元化し、国において、JOC等 の関係団体の知見を活用しながら、戦略性をもった強化・配分方針を策定するとともに、 ISCが国の方針に基づき、競技団体への選手強化費の配分及び事業評価等を行うことにより、 PDCA サイクルを強化することで、従来より効果的な選手強化に取り組んでいます。各競技 団体は、選手強化費の配分を受けて、日本代表チームの強化合宿の実施や国際大会への派 遺、ナショナルコーチの設置等を行います。

また、現時点のトップアスリートへの支援のみならず、将来のトップアスリートとして活 躍が期待される競技者の発掘・育成も重要です。2020年東京大会で活躍が期待される若い 世代の競技者に対して、将来メダル獲得の可能性のある競技種目をターゲットとして、集中 的な育成・強化を行うとともに、全国各地の才能を有するタレントを効果的に発掘・育成 し、タレントからメダルポテンシャルアスリート(メダル獲得の潜在力を有するアスリー ト)まで確実に発掘・育成・強化する体制の整備を目指しています。

さらに、メダルの獲得が期待される競技をターゲットとして、多方面から専門的かつ高度 な支援を戦略的・包括的に行う「ハイパフォーマンスサポート事業」を実施しています。具 体的には.

- ①強化合宿や競技大会における動作分析、ゲーム分析、情報収集、栄養サポート、コン ディショニングサポート、心理サポートなど、各分野の専門スタッフによる、スポーツ 医・科学、情報等を活用したアスリート支援
- ②競技用具や日本人の弱点を強化するための専用トレーニング器具、コンディショニン グ・疲労回復方法など、我が国の科学技術を生かした研究開発
- ③オリンピック・パラリンピック競技大会等における競技直前の準備のためにアスリー ト.コーチ等が必要な機能を選択できる拠点であるハイパフォーマンスサポート・セン ター*5の設置

を行っています。③について.平成27年度においては.2016リオデジャネイロオリンピッ ク・パラリンピック競技大会に向けた最前線の戦略拠点を設置し、情報収集を行うなどハイ パフォーマンスサポート・センターの設置のための準備を実施しました。



アスリート支援(レース映像の撮影及び分析サポート) 写真提供: JSC



用器具及び競技に関する研究開発(体幹トレーニングマシン)

(2)トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

我が国の国際競技力の向上のためには、トップアスリートの強化やスポーツ医・科学、情 報に関する研究活動等の拠点を構築し、拠点間の連携やネットワークも活用しながら、選手 強化への支援を行うことも重要です。そのため、国立スポーツ科学センター(JISS)とナ ショナルトレーニングセンター (NTC) *6の整備, 既存施設のNTC競技別強化拠点施設へ の指定を行っています。

^{*5} ハイパフォーマンスサポート・センター:競技直前の準備のために選手,コーチ,サポートスタッフが必要な機能を選択でき る選手村村外の拠点

^{*6} ナショナルトレーニングセンターは平成 21 年 5 月に命名権を導入し, 「味の素ナショナルトレーニングセンター」と呼称

①国立スポーツ科学センター (JISS)

国立スポーツ科学センター(JISS)は、スポーツ医・科学、情報研究推進の中枢機関として平成13年に設置されました。各分野の研究者、医師等が連携しながら、各競技種目特有の課題解決を目的とした「スポーツ医・科学研究事業」、JISSにおける研究成果を踏まえたトレーニング指導、動作分析、映像技術サポートを行う「スポーツ医・科学支援事業」、リハビリテーション、心理カウンセリング、栄養相談等を行う「スポーツ診療事業」を実施し、スポーツ医・科学面から我が国の国際競技力の向上を支援しています。

②ナショナルトレーニングセンター (NTC)

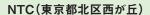
ナショナルトレーニングセンター(NTC)は、トップレベル競技者が同一拠点で集中的・継続的に強化活動を行うトレーニング拠点として平成20年に全面供用を開始しました。隣接するJISSと一体的にJSCが管理・運営しています。

また、NTCのみでは対応できない冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技のトレーニング環境の充実を図るため、既存施設をNTC競技別強化拠点施設として指定しています(図表 2-8-8)。

さらに、オリンピック競技とパラリンピック競技の強化・研究活動拠点の機能強化やその在り方について検討するための有識者会議において、平成27年1月に「最終報告」が取りまとめられ、NTCやJISSのオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化やNTCの拡充整備等について提言されました。これを受け、スポーツ庁においては、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築を進めており、27年度においては、NTC拡充整備の基本設計を行いました。

図表 2-8-8

ナショナルトレーニングセンター



〈ナショナルトレーニングセンター〉



屋内トレーニングセンター

トップレベル競技者が同一の活動拠点で、集中的・継続的に トレーニング・強化活動を行うための施設。

- ●ボクシング
- ●体操競技
- ●レスリング
- ●ハンドボール
- ●柔道

- ●バレーボール
- ●バスケットボール
- ●ウエイトリフティング
- ●卓球
- ●バドミントン



陸上トレーニング場

〈国立スポーツ科学センター (JISS)〉



屋内テニスコート



●陸上競技

●テニス

- ●フェンシング
- ●競泳
- ●シンクロナイズドスイミング
- ●新体操
- ●トランポリン

(14競技)



冬季競技

●スキージャンプ ●ボブスレー・リュ ●スピードスケート ●アイスホッケー

●ショートトラック●バイアスロン●フィギュアスケート●カーリング

●スキーノルディック複合

海洋・

- 水辺系競技
- ●ボブスレー・リュージュ●ボート●アイスホッケー●セーリング

 - ●カヌースプリント
 - ●カヌースラローム
 - ●ゴルフ

屋外系競技

- ●水泳(飛込)
- ●サッカー●ライフル射撃●ホッケー●クレー射撃
- ●自転車 ●アーチェリー
- ●馬術 ●近代五種
- ●ラグビー

その他 高地 トレーニング

ネットワーク

競技

競技

●自転車(オリンピック 競技と共同利用)

パラリンピック

- 競技と共同利用)

 ●陸上競技

 ●車いすテニス

 ●トライアスロン(オリンピック競技と共同利用)

 ●5人制サッカー

- ●バイアスロン ●アイススレッジホッケー

(オリンピック競技 22競技等28施設)
NTC競技別強化拠点 (パラリンピック競技 7競技 7施設) ※平成28年3月22日現在

冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技については、既存のトレーニング施設を活用し、 競技別のNTCに指定。

NTC 競技別強化拠点に指定された施設では、ナショナルチームの強化やトップレベルのジュニア競技者の計画的な育成を行うための施設 の優先・専有利用やトレーニング場の競技条件の向上、科学的なトレーニングを行うための医・科学サポートや情報ネットワーク化を図り、施 設を活用した事業を実施。



連携協力



国立スポーツ科学センター (JISS)

NTCでトレーニング・強化活動を行っている競技 者に対して、スポーツ医・科学・情報の側面から総 合的支援を実施。

科学支援事業

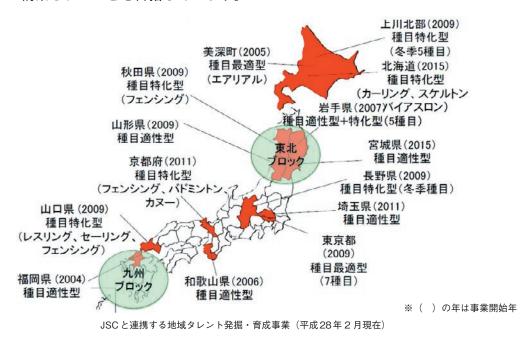
スポーツ医・ 科学研究事業

将来を担うタレント発掘・育成

2020年東京大会及び2020年以降も含めて高い国際競技力を持続的に維持・向上するために、現在、スポーツ庁では将来オリンピックで活躍するアスリートの発掘・育成・強化の手法や仕組みの開発に取り組んでいます。

従来は、幼少期に学校や地域クラブ等で良い指導者と出会い、育てられた児童生徒が、トップアスリートへと選抜されていく事例が多く見られました。しかし近年では、偶然性に頼ることなく、体力測定会や体験プログラム等で適性が認められる児童生徒に対して、蓄積されたデータを用いてエビデンスに基づく科学的な手法でアスリートの才能を見定める等、スポーツ医・科学の知見を活用した育成・強化の手法の開発が実施されています。具体的には、①アスリート個人に着目して、個人の特性に応じた競技種目を見極める「種目適性型」、②特定の競技種目に着目して、その競技種目の才能を有するタレントを見極める「種目特化型」、③ある競技種目のアスリートが類似したスキルを必要とする新たな競技種目へ転向する「種目最適型」など、様々なタイプに応じたタレント発掘手法が開発され、地域で展開されています。

スポーツ庁では、日本スポーツ振興センター(JSC)を通じて、これらの地域におけるタレント発掘・育成が更に推進するように、各種プログラムから得られたノウハウや海外先進事例等の情報共有を行うとともに、広域ブロック単位で、大学、都道府県行政・体育協会、競技団体等で構成する「タレント発掘・育成コンソーシアム」を形成し、一地域や一競技団体では難しい課題の解決に取り組んでいます。これにより、タレント発掘・育成が全国規模で展開され、持続可能なアスリートの発掘・育成・強化の手法や仕組みが構築されることを目指しています。



3 国際・国内競技大会の招致・開催に対する支援

(1) 国際競技大会の招致・開催

我が国で国際競技大会を開催することは、我が国の競技力向上に資する環境の構築などスポーツの振興につながるだけでなく、世界のトップアスリートの競技を目の当たりにするこ

とを通じて多くの国民に夢や感動を与えるなど、国際交流・国際親善や経済・地域の活性化 等にも大きく寄与します。スポーツ庁では、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよ う,関係団体・府省庁との連絡調整を行い,必要な協力・支援を行っています。

既に開催が決定している2019年世界女子ハンドボール世界選手権大会(熊本県・熊本市) については招致の際に大臣メッセージの発出を行うなどの招致活動に対する支援や、2017 札幌アジア冬季競技大会(北海道・札幌市、帯広市)や関西ワールドマスターズゲームズ 2021 (関西地域) については、大会成功に向けて大会組織委員会が行う開催準備等に対する 支援を、さらに平成27年度には2021(平成33)年に開催される世界水泳選手権大会(福岡 県・福岡市)についてスポーツ庁長官がプレゼンテーションを行うなどの招致活動の支援を 行いました。スポーツ庁では、世界規模の総合競技大会だけでなく、単一競技大会やアジア 地区の競技大会なども含めて、様々な国際競技大会の招致・開催に向けて協力・支援を行っ ています。

(2) 国民体育大会の開催

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力の向上を図るとともに、地 方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年都道府県対抗方式に よって開催される最大の総合スポーツ大会です。文部科学省、公益財団法人日本体育協会、 開催地の都道府県が共同で国民体育大会を主催しています。平成27年の第70回大会では、 冬季大会(群馬県)と本大会(和歌山県)を合わせて40競技が実施され、約2万4,000人の 都道府県代表選手・監督が天皇杯(男女総合成績1位)・皇后杯(女子総合成績第1位)を 目指して競い合いました(図表 2-8-9)。

図表 2-8-9 第70回国民体育大会(平成27年)競技種目及び選手・監督数

季別 (開催県)	正式競技	公開競技	
冬季大会 (群馬県)	3 競技 スケート・アイスホッケー・スキー 2,843名	なし	
本大会(和歌山県)	37競技 陸上競技,水泳等 2万934名	4 競技 綱引, ゲートボール, パワーリフティング, グラウンド・ゴルフ 1,356名	
計	40 競技 2 万 3,777 人	4 競技 1,356名	

舞 🎁 スポーツを通じた国際交流・協力

スポーツの持つ価値を共有し、広めていくためにはスポーツによる国際交流や国際貢献を 推進していくことが重要です。特に2020年東京大会の開催を控えている日本にとっては、 国内での機運を高めていくとともに、その機運を世界に拡大していくことが求められていま す。スポーツ庁は、このような目標に向けて以下のような活動に取り組んでいます*⁷。

■ スポーツに係る国際交流・協力について

スポーツ基本計画において、「スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、 国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な 役割を果たすものである」と記載されています。

スポーツ庁では、スポーツを通じた国際交流及び協力、国際的な人材養成の中核拠点の構

^{*7} 参照:第1部特集1第1節2 (3)

築、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援を柱とする「Sport for Tomorrow」 プログラムに取り組んでいます。この「Sport for Tomorrow」プログラムは、2014(平成 26) 年から2020 (平成32) 年までの7年間で、開発途上国をはじめとする100か国以上の国 において、1,000万人以上を対象に、世界のより良い未来のために、未来を担う若者をはじ めあらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを 広げて行く取組です。また、公益財団法人日本体育協会が行うアジア地区とのスポーツ交流 事業や公益財団法人日本オリンピック委員会(IOC)が行う国際交流事業について支援を 行っています。

2 国際競技連盟等における役員ポストの獲得支援

我が国が国際競技力の向上を図り、オリンピック競技大会等において飛躍的に多くのメダ ルを獲得するためには、競技者等の育成強化に加え、国際競技連盟(IF)等における政策 決定過程において、我が国のスポーツ関係者の意向が十分に反映されるよう、国際スポーツ 界における情報収集・発信能力を高めることが求められています。国際情報戦略強化事業で は、IFの役員ポストを獲得すること及び、IF等の政策決定過程において情報収集・発信を 行うことができる人材を養成することにより、国際スポーツ界における我が国の影響力の強 化を図ります。

3 ドーピング防止体制の推進

ドーピングは、スポーツの価値を損ない、アスリートだけではなく、公正かつクリーンな スポーツを愛する人々を失望させるものであり、絶対に許される行為ではありません。アン チ・ドーピング教育を推進するとともに、世界にアンチ・ドーピングの重要性を発信するこ とを通じて、ドーピング防止体制の推進に取り組んでいます。

第7章 スポーツを通じた地域活性化

■ 地域のスポーツ施設の整備

地域活性化をはじめとして、被災地の復興支援、障害者スポーツの振興、国際貢献等スポー ツの有する力は様々な面にわたり、これらにおいてスポーツ施設の果たす役割は重要です。

これまで、文部科学省においては、学校施設環境改善交付金等による学校体育施設・社会 体育施設の整備に対する支援、学校施設の開放や地域との共同利用の促進等に取り組んでき ました。また、地方公共団体においても、老朽化施設の更新、指定管理者制度による民間活 力の導入、地域住民がスポーツに親しみ、交流する場としての学校施設の開放等によりス ポーツ施設を適切に整備・維持管理し、スポーツ環境を形成する取組が進められてきまし た。

一方、「体育・スポーツ施設現況調査」によれば、我が国の体育・スポーツ施設数は、昭 和60年度をピークに減少に転じています。背景として少子化による廃校や財政の逼迫、老 朽化、利用者数の低迷等の影響が考えられ、量的・質的に地域に求められるスポーツ施設を 継続的に提供することが課題になっています。また、スポーツ施設が地域に貢献していくた めに、国際化・多様化を見据えたユニバーサルデザイン化、大規模災害の発生を踏まえた耐 震化や防災性の向上,更なる民間のノウハウの導入による魅力の向上,地域コミュニティの 中核施設としての地域活性化等を図っていくことが求められています。さらに、スポーツを

通じた経済活性化の観点から、主にスポーツを観戦する施設がより魅力ある場所となるよう,効果的な施設整備や弾力的な運営を通じ、施設単体の収益性を高めるとともに、スポーツ産業全体への貢献が期待されています。

スポーツ庁設立に伴い、これまで行ってきたスポーツ施設の整備に対する支援を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域活性化・経済活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進していきます。



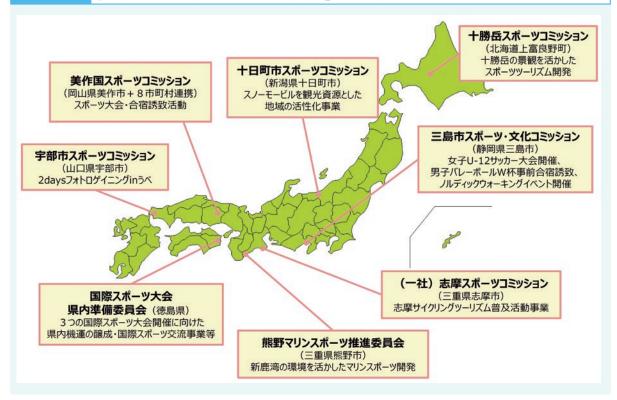
シティホールプラザ アオーレ長岡「アリーナ」 写真:NPO法人ながおか未来創造ネットワーク

2 地域スポーツコミッションの活動支援

スポーツ庁では、地方公共団体、スポーツ団体、企業(スポーツ産業、観光産業等)が一体となってスポーツを核とした地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」等が行う、スポーツを地域資源としたツーリズムの推進やイベントの開催、大会誘致等の取組に対し支援を行っています。平成27年度は8地域の取組を支援しました*8(図表2-8-10)。

図表 2-8-10

平成27年度スポーツによる地域活性化推進事業 「地域スポーツコミッションへの活動支援」採択地域



^{*8} 参照:第1部特集1第1節2 (4)

地域スポーツコミッションの活動

三重県熊野市は世界遺産「熊野古道」 や「花の窟」、日本の棚田百選「丸山千 枚田」等に代表される様々な観光地を 有しており、近年の道路整備でアクセ スも改善されてきました。これを受け、 熊野市はキメの細かな白い砂浜と蒼く 透き通った遠浅の海で、環境省「快水 浴場百選」に選ばれた「新鹿海水浴場」 を活用して新たな通年型観光資源の開 発に取り組むこととしました。



ビーチ・マリンスポーツフェスティバル in ATASHIKA

平成23年に熊野市観光スポーツ交流

課が事務局となり、スポーツ団体、宿泊施設関係者、マリンスポーツ愛好者等が連携し て「熊野マリンスポーツ推進委員会」を創設しました。27年に「スポーツによる地域活 性化推進事業(地域スポーツコミッションへの活動支援) に応募・採択され、スタン ドアップパドルサーフィンの世界王者など有名選手を招待して「ビーチ・マリンスポー ツフェスティバルin ATASHIKA」を開催するとともに,初心者・上級者双方が参加でき る講習会を開催しました。さらに通年における用品レンタルやマリンスポーツ体験会の 実施体制の整備に向けて取組を進めています。

大会では、参加者に熊野の特産品である熊野地鶏やめはり寿司、さんまの丸干し等の 食を振る舞うなど、地域資源を組み合わせ、参加者の満足度向上に努めています。

3 スポーツ庁、文化庁及び観光庁による連携

各地域のスポーツイベントと文化芸術資源 を結び付けて、世界に誇れる新たな観光資源 を生み出すなど、3庁の政策連携による相乗 効果により、新たに生まれる地域ブランドや 日本ブランドを確立・発信し、2020年東京大 会以降も訪日観光客の増加や国内観光の活性 化を図り、日本及び地域経済の活性化を目指 すため、平成28年3月7日に「スポーツ庁、 文化庁及び観光庁の包括的連携協定|を締結 しました。



スポーツ庁,文化庁及び観光庁の包括的連携協定署名式 (国指定重要文化財旧岩崎家住宅(旧岩崎邸庭園)にて)

本協定による施策の一つとして、スポー ツ・文化を融合させた観光モデルコースである「スポーツ文化ツーリズム百選」(仮称)の 選定を進めていきます。

* **8** * スポーツ団体・スポーツビジネスの 基盤強化

1 スポーツ団体の基盤強化

(1) スポーツ団体のガバナンス強化

スポーツ団体の活動には大きな社会的責任が伴い,国の補助金及び公的助成金の不正使用や,競技者の不法行為への関与等の不祥事は,スポーツ界に対する信頼を大きく損なうことにつながります。誰もが,安全かつ公正な環境の下でスポーツに参加できる健全な組織の確立に向けて,多様な資金源の確保とともに,運営や財務における透明性の確保・健全性の向上といったスポーツ団体の運営の在り方(ガバナンス)を強化し,コンプライアンスの遵守を徹底する必要性が高まっています。

文部科学省では、平成27年3月に組織運営におけるガイドラインや不祥事対応事例集等を取りまとめました。また同年4月には、公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)に「国内競技団体(NF)総合支援センター」が開設されるなど、スポーツ界としてガバナンス強化に向けた取組が進められているほか、28年4月にはスポーツ庁、日本スポーツ振興センター、JOC、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、公益財団法人日本体育協会の5者が共催で各スポーツ団体を集め、団体のコンプライアンスの徹底を求める会合を開催しました。

(2) スポーツを行う者の権利・権益の保護

スポーツ団体の決定は、全ての競技者の活動に関わることから、広く公共性が求められ、 その決定の際には全ての競技者にとって適正かつ公平な措置が必要です。競技団体の代表選 手選考や競技資格停止処分などをめぐる紛争解決の手段として、公益財団法人日本スポーツ 仲裁機構によるスポーツ仲裁・調停があります。スポーツ庁では、スポーツ紛争の迅速かつ 適正な解決に向けた体制整備のため、スポーツ仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人・調停 人等のスポーツ仲裁に関わる専門的人材の育成、調査研究に取り組んでいます。

2 スポーツ人材の育成

(1) 新しい時代にふさわしいコーチング

スポーツの指導において暴力を行使する事案が明らかになったことなどを踏まえ、スポーツ庁では、オールジャパン体制でコーチング環境の改善・充実に向けた取組を推進しています。平成26年度には、スポーツ関係団体、大学、スポーツクラブ、アスリート等を構成員とする「コーチング推進コンソーシアム」を設置し、コーチングを正しい方向に導くため、27年3月、「グッドコーチに向けた『7つの提言』」を取りまとめて広く関係者に呼び掛けています。27年度は、コーチが育成過程において確実に習得すべき知識・技能に基づいた「モデル・コア・カリキュラム」を作成するとともに、競技者・チームを支えるコーチ、家族、マネジャー等の関係者・関係団体(アスリート・アントラージュ)が連携してコーチング環境の改善を図るための教育プログラムを作成しました。

(2) アスリートのキャリア形成支援

競技力向上に励む一方で、現役引退後のキャリアパスに不安を抱えているアスリートも多くいます。トップアスリートのみならず、各世代で強化に励むアスリートが安心してスポーツに取り組むことができ、そして、培ってきた技術や経験、優れた資質や能力を引退後も社

会に還元する環境を整備することが重要です。

スポーツ庁では、スポーツ団体・大学・企業等の関係者が連携して、アスリートのキャリア形成に関する課題や支援方策に取り組むためのコンソーシアムの設置に向けて検討を行いました。また、アスリートキャリアに係るフォーラムの開催や情報発信を通じて、アスリートとしてのキャリアと人としてのキャリアを同時に歩むというデュアルキャリアについて意識啓発を行ったほか、ジュニアアスリート向けに自己開発や社会性の発達等を目的としたプログラムを開発・実施するなど、アスリートのキャリア形成支援に取り組みました。

図 スポーツビジネスの新たな展開

2020年東京大会以降も見据え、民間レベルにおける自立的なスポーツ活動の活性化を図り、スポーツ市場の拡大を通じてその収益をスポーツ環境の充実に再投資する好循環を生み出すことが必要です。スポーツ庁では、平成27年度から「スポーツ未来開拓会議」(座長:間野義之早稲田大学教授)を開催し、スポーツ産業の活性化について議論を行い、28年6月に中間取りまとめを行いました*9。